

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成28年1月29日

徳島市監査委員	久米川 文 男
同	工 藤 誠 介
同	加 村 祐 志
同	齋 藤 智 彦

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

1 対象部課等

交通局 総務課、営業課

2 対象期間等

平成27年4月1日から10月31日までに執行した財務に関する事務

第2 監査の実施期間

平成27年11月16日から平成28年1月26日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、運賃等の収入事務、契約事務、公有財産の使用許可事務を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

第4 監査の結果

交通局における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項については、それぞれ必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

改善・検討を要する事項（指摘事項）

1 支出・契約事務

決裁権者が適正でないものがあった。

契約書において、収入印紙が貼付されていないものがあった。

委託料の支払において、正当債権者であるかどうかの確認が十分になされていないものがあった。

2 財産管理事務

行政財産の目的外使用許可において、決裁書に使用料算定の基礎が記載されていなかった。